

堤防・護岸等の健全度評価のフォローアップ

堤防・護岸等の健全度評価：評価基準の点検

○点検・健全度評価資料を確認するとともに、海岸管理者へのヒアリングを行い、その結果を踏まえ、現行マニュアルにおける堤防・護岸等の健全度評価基準を点検

点検・健全度評価資料の確認

防護高の変状ランク「a」のみで健全度評価を「A」としている事例が、A評価事例の約5割

堤防・護岸等の健全度評価の実態を把握し、現行マニュアルの健全度評価基準の点検が必要

海岸管理者へのヒアリング

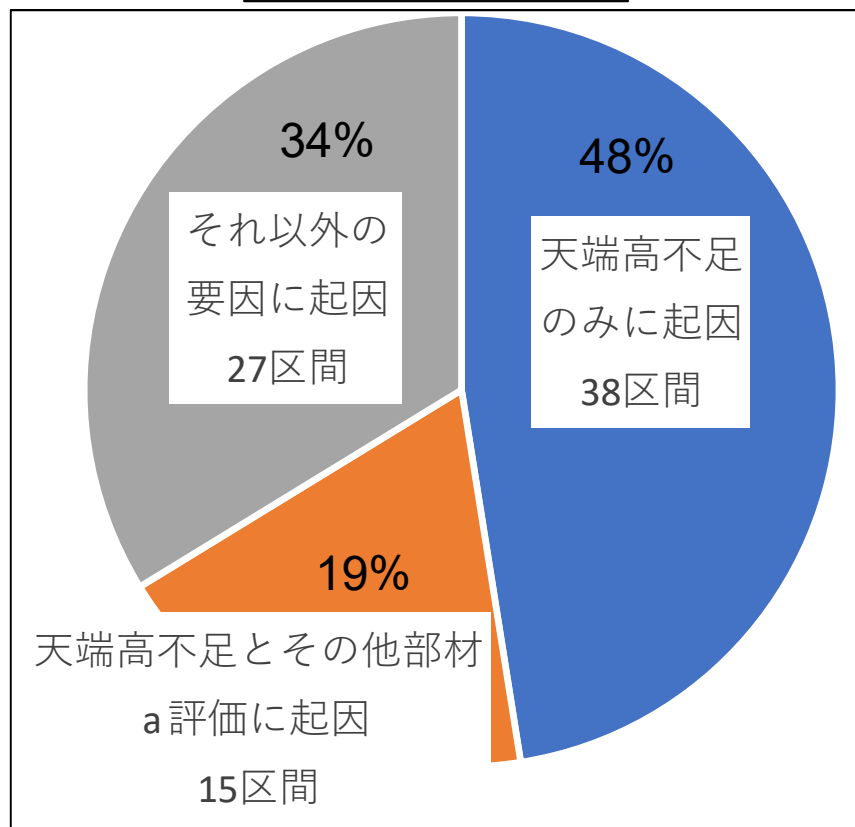
堤防・護岸等の健全度評価の実態把握のため、海岸管理者へヒアリングを実施

ヒアリングの結果を踏まえ、健全度評価基準の課題や改訂の必要性があるか等を点検

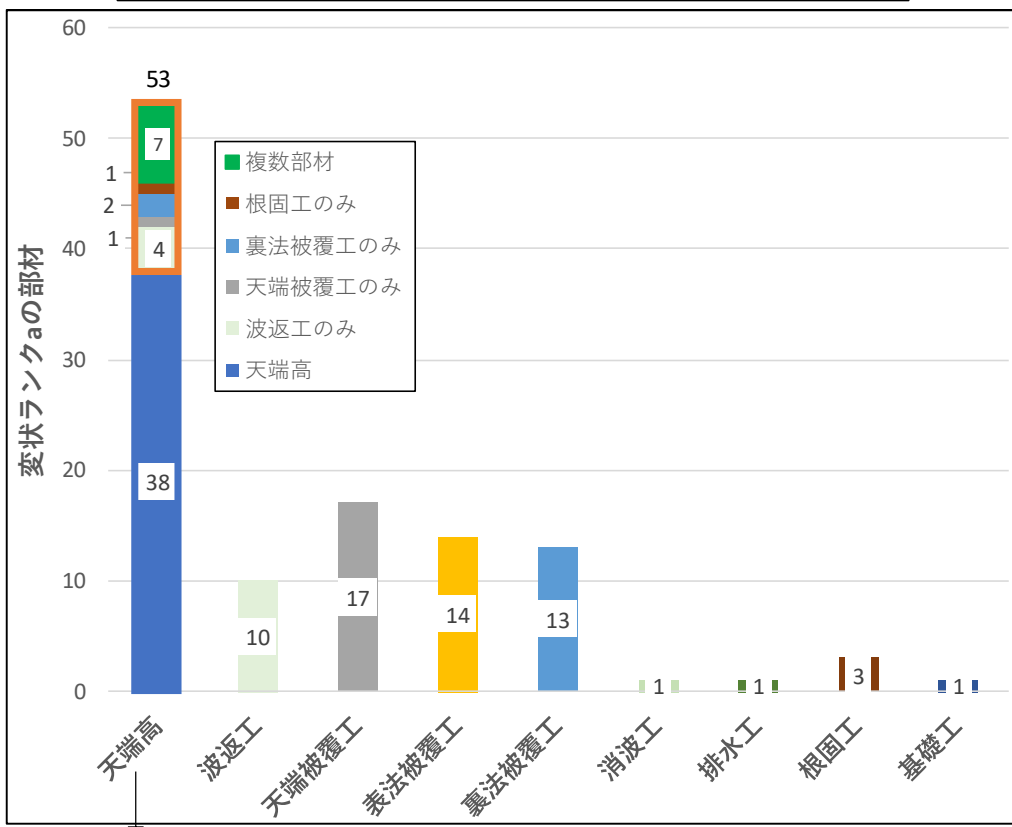
点検・健全度評価資料の確認:A評価の要因

- 15道府県67海岸の長寿命化計画を整理
- 24海岸(一定区間で80区間)が堤防・護岸の健全度がA評価
- そのうち、一定区間で53区間が天端高不足を含む要因で健全度がA評価
- そのうち、一定区間で38区間が天端高不足のみで健全度がA評価

堤防健全度評価Aの要因



健全度評価Aの堤防・護岸のうち、変状ランクaの部材



天端高不足による健全度A評価施設のうち変状ランクa評価の部材	天端高不足のみ	天端高不足かつ波返工のみ	天端高不足かつ天端被覆工のみ	天端高不足かつ裏法被覆工のみ	天端高不足かつ根固工のみ	天端高不足かつ複数部材
区間数	38	4	1	2	1	7
区間数比率	71.7%	7.5%	1.9%	3.8%	1.9%	13.2%

海岸管理者へのヒアリング結果

○天端高不足のみで健全度がA評価となっている箇所が多いことを主たる着目点とし、一部の海岸管理者に対して、堤防・護岸等の健全度評価に関してヒアリングを実施

(調査時期: 令和2年1月 水局所管の5管理者*1に対して実施)

*1: 愛知県、静岡県、茨城県、香川県、高知県

【ヒアリング結果(海岸管理者の意見・コメント等)】

- ・堤防・護岸等の健全度A評価は、天端高不足が要因として突出している。
- ・天端高の評価は、既存の測量成果の活用を含めて、測量結果での現況天端高と堤防計画高を比較し、評価している。



健全度A評価の要因として、天端高不足が多く見られるが、整備途上段階における計画堤防高に対する高さ不足も含めているのではないか。

(参考) 計画上必要な高さが確保された海岸の延長割合は5割程度

- ・現行マニュアルが防護のために必要な天端高を評価の基準にしていることは理解しており、管理者としては柔軟に対応している。
- ・修繕等の優先順位は、天端高だけの判断ではなく、背後地の状況、堤防整備後の前面埋め立ての有無等のマトリックス表により順位付けしている。
- ・過去に現行の計画よりも低い計画高さで整備した箇所では、完成断面と位置づけるか、現行の計画に基づき天端高不足(A評価)と位置づけるか、予算獲得の容易性を考慮しながら考える必要があると思っている。



計画堤防高との比較で評価している管理者についても、マニュアル(基準)の趣旨を理解しつつ、修繕については優先順位をつけるなどの対応を行っている。

- ・現行マニュアルに定量的な評価指標を設けることは、柔軟な対応ができなくなるため望まない。
- ・現行マニュアルにおける天端高については、海岸管理者の裁量を考慮し、防護上の観点からの天端高が基準になっていると理解し、運用しているため、定量的な基準の設定は望まない。



堤防・護岸等の健全度評価については、一律の定量的な基準ではなく、海岸管理者が柔軟な対応ができるような方向を望んでいる。